

小牧市公民館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

小牧市教育委員会規則第 4 号

小牧市公民館の管理に関する規則の一部を改正する規則

小牧市公民館の管理に関する規則（昭和４７年小牧市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項各号を削り、同項に次の表を加える。

名 称	休 館 日
小牧市公民館 小牧中部公民館	(1) 月曜日 (2) １月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日まで
小牧市東部市民センター	(1) 金曜日 (2) １月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日まで
小牧市北里市民センター	(1) 水曜日 (2) １月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日まで
小牧市味岡市民センター	(1) 火曜日 (2) １月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日まで

第４条第１項中「公民館の」を「公民館（図書室を除く。次条から第８条まで、第１０条、第１１条及び第１３条において同じ。）の」に改める。

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第４条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。